

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月

私は、昭和 60 年 3 月に会社を退職した直後に A 市役所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付し続けてきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 60 年 4 月頃に行われたと推認でき、当該手続時点において、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、A 市役所は、「60 年 4 月時点では、同年 3 月の保険料は現年度保険料となるので、加入時に手書き又は機械入力により作成した納付書を被保険者に渡していたと思われる。」と回答していることを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月
② 平成 12 年 6 月

私は、昭和 60 年 3 月に夫が会社を退職した直後に A 市役所で夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付し続けてきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1 か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 60 年 4 月頃に行われたと推認でき、当該手続時点において、申立期間①の保険料は現年度納付することが可能である上、A 市役所は、「60 年 4 月時点では、同年 3 月の保険料は現年度保険料となるので、加入時に手書き又は機械入力により作成した納付書を被保険者に渡していたと思われる。」と回答していることを踏まえると、申立期間①の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人の夫の取引金融機関から提出された「普通預金月中取引記録表（控）」によると、申立期間②前後の期間において、申立人夫婦は、夫の預金口座から口座振替により保険料を納付していることが確認できるところ、平成 12 年 6 月末日時点における口座振替の状況をみると、支払可能残高不足を原因として、一人分の保険料しか

口座振替が行われていないことが確認できることから、申立期間②の保険料は口座振替ができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間②に係る納付書が保険料徴収権の時効直前の平成14年6月11日に作成されていることが確認でき、当該納付書が作成される時点まで、申立期間②は未納であったことがうかがえる。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月から63年3月まで
② 平成2年10月

私は、昭和62年3月から63年3月までの期間については、学生であったので、A市の実家を離れてB市に住んでおり、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。当時、住民登録をどちらで行っていたか、私も母も覚えていないが、加入手続を行ったのはA市役所かB市役所のどちらかだったと思う。

平成2年10月については、私は保険料の納付書が届いた分については必ず納付しており、前後の期間が納付済みにもかかわらず1か月だけ納付していないとは考えられない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は平成3年4月から同年7月頃までに行われ、その際、申立人が20歳になった昭和62年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、平成3年4月を基準にすると、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続及び申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は加入手続及び申立期間①の保険料納付に係る記憶が定かではなく、加入手続及び申立期間①の保険料納付の具体的な状況は不明である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、昭和49年5月に結婚し、同年10月に勤めていた会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。そのときに交付された年金手帳には、同年10月23日に国民年金の被保険者となったことが記載されており、申立期間の国民年金保険料は納付したはずであるので、未納とされていることは納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和50年7月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は申立期間以降、全ての保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる上、A市役所は、「申立期間当時は、国民年金の加入手続を行った際、過年度納付可能な未納期間がある被保険者には手書きの納付書を交付し、納付するように指導していた。」と回答していること、及び申立期間は6か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年8月31日から同年9月1日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年8月の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年9月1日から8年4月30日までの期間については、B社の事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を19万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成8年4月30日から同年5月1日までの期間については、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年4月の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月31日から同年9月1日まで
② 平成7年9月1日から8年4月30日まで
③ 平成8年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社に平成6年4月から勤務していた。当初は税法上の報酬という形で給与が支払われ、厚生年金保険には未加入のようだったが、翌年からは厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料も控除されていた記憶があり、途中社名の変更があったが、8年5月10日まで勤務していた。また、給与は手取りで25万円ほどあったはずだが、標準報酬月額の記録が7年9月から8年3月まで9万2,000円となっているのは納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成7年9月1日と記録されていたところ、同日より後に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨が記録され、申立人の資格喪失日は同年11月1日付けで、同年8月31日に遡って訂正されている上、同社では申立期間①当時、被保険者であることが確認できる53人全員の資格喪失日が遡って訂正されていることが確認できる。

また、A社及びB社に係る商業登記簿謄本では、両社は別法人であるが、オンライン記録における両社の所在地は同一であることが確認でき、A社の申立人の元上司が「A社とB社は実質的に同一会社である。」と供述しているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、A社の離職日は平成7年7月31日、B社の資格取得日は同年8月1日、離職日は8年4月30日となっており、申立人は、申立期間①も継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は平成14年12月3日に解散していることが確認でき、申立期間①当時も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日を遡って平成7年8月31日に訂正する合理的な理由は無く、当該遡及訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当初記録されていた同年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社における申立人の平成7年8月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月30日より後の同年6月6日付けで、7年9月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、他の従業員58人全員の標準報酬月額についても、申立人と同日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「当時、同社は経営不振で給料の遅配があった。また、申立人はC（職種）で社会保険事務については関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効

な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、19万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月30日より後の前記2の遡及減額訂正処理と同日の同年6月6日付けで、申立人に係る被保険者の資格喪失日を同年4月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、申立人以外の全ての被保険者についてもB社が適用事業所でなくなった日以降に、被保険者の資格喪失日を同様に平成8年4月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人は平成8年4月30日までB社に勤務していたことが確認できる上、同社の履歴事項全部証明書によると、同年5月1日時点において同社は法人であり、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、前記2の遡及減額訂正処理と同日の平成8年6月6日に、B社の厚生年金保険被保険者資格を同年4月30日に喪失した旨の処理を行い、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、同年5月1日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、B社における申立人の平成8年3月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 4215

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月

私は、平成 11 年 3 月に勤務先を退職後、同年 4 月に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月分の国民年金保険料を A 区役所に納付した。申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、オンライン記録によると、平成 13 年 2 月 20 日に申立人の申立期間に係る国民年金の「未適用者一覧表（最終）」が作成されていることから、この時点において、申立期間は国民年金に未加入の期間であったと推認でき、申立期間当時、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の申述は不自然である。

また、申立人は、「申立期間の保険料の納付書は手元に無かったと記憶しており、定かではないが、領収証書を受け取った覚えは無い。」と申述している上、申立人の所持する年金手帳には、保険料納付の前提となる申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得日は記載されていない。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は少ない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4216

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 10 月に任意で国民年金に加入して以降、61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付したはずであるのに、付加保険料が年金記録に反映されていない。当時の家計簿の一部が残っていたので、記載されている支払金額から調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したと主張しているが、特殊台帳、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳には、申立人が付加保険料の納付を行った形跡は見当たらない上、特殊台帳及び同被保険者名簿には、申立期間について定額保険料のみ納付されたことが記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人の所持する家計簿には、申立期間に係る昭和 51 年から 59 年までの定額保険料とほぼ一致する金額が記載されており、付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は無く、ほかに付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）は無い。

加えて、申立期間は 114 か月と長期間にわたり、行政機関がこれだけの長期間において、同一人に対し記録管理を誤ることは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4217

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年9月まで

私の父の国民年金保険料については、母が結婚当初から夫婦二人分と一緒に納付していたはずであるのに、申立期間について、未納の記録になっているのは納得いかないので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の婚姻日は、改製原戸籍から昭和47年12月*日であることが確認できるが、申立人のA区の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「昭和47年3月8日転入、54年1月12日受付」、「昭和54年1月12日手帳再発行」と記載されていることから、申立人のA区への国民年金の住所変更手続は54年1月12日に行われ、その時点で過年度納付が可能な51年10月まで遡って国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間は45か月と長期間であるほか、申立人及び保険料納付を行っていたとする申立人の妻は既に死亡し、保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から5年9月まで

私の父は、私の国民年金の納付記録に未納期間があったことから、平成5年8月頃にA市役所へ行き、昭和46年以降の私の未納分を全て納付したいと申し出たが、市役所の職員に2年間しか遡って納めることができないと言われたため、申立期間の保険料を同市役所で私に代わって一括して納付した。ところが、申立期間の保険料が未納となっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、申立人に代わって申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、一括で納付した場合の保険料は26万400円となるが、「そんなには納付していないと思う。」と述べている。

また、申立人の父は、申立期間の保険料をA市役所で納付したとしているが、同市役所は、「市役所の窓口では過年度の保険料の納付書は発行していなかった。保険料の収納については市役所内の金融機関の出張所に委託していたが、そこでは現年度の保険料だけを受け付け、過年度の保険料は受け付けていなかったようである。」と回答しており、申立人の父が納付したとする平成5年8月頃の時点において、過年度を含む申立期間の保険料を、一括して、市役所又は市役所内の金融機関の出張所が収納したとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年3月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和61年3月から平成元年3月まで

私は、昭和60年1月頃に、A区役所の窓口で自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、定期的にB郵便局で納付していたはずであり、申立期間が未納又は未加入期間となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は、平成2年6月頃に行われ、この際、昭和60年1月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続を行った時点で申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録には、昭和60年4月1日に被保険者資格を喪失し、平成元年4月1日に被保険者資格を再取得したことが記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A区において申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4220

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月及び同年12月

私は、結婚後、A市役所で諸手続を行う際、市役所の人から、「退職後の期間の国民年金保険料が未納になっているので、ここで納付することができる。」と言われ、その場ですぐに保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納になっているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が管理する申立人の国民年金異動履歴から、申立人が国民年金の新規加入手続及び第3号被保険者の特例届出を行ったのは、平成8年4月18日であることが確認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人の年金手帳の国民年金の記号の欄には、「*(B)」の記載があるが、「*」は平成8年2月に設立されたB社会保険事務所（当時）が使用していた記号であり、申立期間当時の申立人の住所を管轄していたのはC社会保険事務所（当時）であることから、この当時に加入手続を行っていれば、C社会保険事務所が使用している国民年金の記号（*又は*）が使用されたはずである。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4221

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から平成元年 6 月まで
私は、申立期間はA（職種）をしており、私の国民年金保険料については母が納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳から、申立人はB市及びC市において国民年金手帳記号番号の払出しを2回受けていることが確認できる。B市において払い出された手帳記号番号は、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿により、昭和 57 年 7 月 30 日にB市において国民年金の加入手続が行われたことが確認でき、その際、申立人に払い出されたものであること、及びC市において払い出された手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成 2 年 9 月に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、払出日以降にC市において加入手続が行われ、その際、申立人に払い出されたものであることがそれぞれ推認される。

また、申立期間の国民年金保険料は、手帳記号番号の払出し時期からB市において払い出された手帳記号番号により納付することが可能であると考えられるところ、申立人は、保険料は家族の金融機関の口座から振替していたのではないかと申述していることから、申立人の父母及び申立人の口座における保険料の振替状況について、D農業協同組合E支店に照会したが、申立人の父の口座において国民年金保険料の取引履歴が確認できるものの、申立人がB市において加入手続を行った昭和 57 年 7 月以降の当該口座における保険料の取引金額は、同年 12 月 20 日に 6 万 6,690 円及び

59年1月6日に7万1,470円の2回のみであり、その内訳等の詳細が不明である上、当該取引金額は、当時、申立人の父母及び申立人が国民年金に加入していたことを踏まえて推認できる昭和57年度及び58年度の世帯の保険料額と一致しないことから、申立人の保険料が申立人の父の口座から振替により納付されていたとは考え難い。

さらに、C市において払い出された手帳記号番号よる国民年金被保険者の資格取得日は、申立人の所持する年金手帳により、平成2年8月21日であることが確認でき、オンライン記録と一致することから、資格取得日以前である申立期間の保険料は当該手帳記号番号により納付することはできない。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっており、具体的な保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立期間は100か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から52年6月まで

私は、昭和44年7月*日に婚姻届を提出したときに、A区役所で夫の分を含めて国民年金の加入手続を行い、その直後にオレンジ色の年金手帳を受け取り、国民年金保険料の納付書が送付されてくれば全て納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月*日に婚姻届を提出したときに、A区役所で国民年金の加入手続を行い、その直後に年金手帳を受け取ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は53年7月頃に行われたことが推認できる上、申立人が受け取った年金手帳の最初の住所欄には、「B県C区」の住所が記載されており、加入手続を行った時期及び場所は申立人の主張と相違する。

また、申立人は、A区役所で加入手続を行った直後に受け取った年金手帳は表紙がオレンジ色であると申述しているが、表紙がオレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月以降に被保険者に対して交付されたものであることから、申立人が44年7月に加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和53年7月頃は、第3回特例納付の実施期間中（同年7月1日から55年6月30日まで）であるが、申立人は「国民年金保険料をまとめて、遡って納付した記憶は無く、通常の納付方法で保険料を納付していた。」と申述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の夫の手帳記号番号が払い出されたのも昭和53年7月頃であると推認できることから、44年7月に夫

の分を含めてA区役所で加入手続を行ったとする申立人の主張には不合理な点が見られる。

このほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から54年3月まで

私は、申立期間当時の職業はA（職種）であり、毎年12月から3月までの冬季は、B（職種）として働き、オフシーズンは様々なアルバイトをしていた。私の年金記録のうち、昭和46年3月から54年3月までの国民年金保険料が未納と記録されているが、私の国民年金については母が実家のC郡D町（現在は、E市）役場にて加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたはずであるので、未納とされていることは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については実家の母が行ってくれていたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年4月頃に申立人の加入手続が行われ、この時点で46年3月18日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和54年4月頃は、第3回特例納付の実施期間中であるが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっているため、具体的な保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 97 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4599（事案 1279 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年から48年頃まで

私は、申立期間にA（地名）又はB（地名）にあったC社に勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、今回の申立期間を含む昭和35年9月11日から51年1月1日までの期間について、「D社に勤務していた。」と当初申し立てていたが、当該期間については、i) 36年2月1日に退社している元同僚は、当該事業所を退職後に勤務した別の事業所（E社）に申立人も少し遅れて入社し、一緒に勤務したと供述していること、ii) 申立人の申立期間当時の記憶に曖昧な点が見受けられること、iii) 当時の事業主及び申立人が当時の事業主から経営と事務を全て任されていたとする元同僚は既に他界し、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得ることができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立内容を変更し、「昭和42年にC社に入社し、48年頃までF社の下請としてG（作業）時にH（業務）の仕事をしていた。」と供述しているが、申立人が主張するC社について、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人が、C社が所在していたとするA（地名）又はB（地名）を管轄するI法務局J出張所においても、当該事業所に係る商業登記簿は確認できない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人はC社

における元同僚の氏名を記憶しておらず、事業主の氏名は記憶しているものの当該事業所の事業主を特定するまでには至らないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年8月26日から19年9月15日まで
② 昭和19年9月15日から20年6月15日まで
③ 昭和20年9月1日から23年4月1日まで

私の兄は、申立期間①はA県B区Cに所在したD事業所、申立期間②及び③はA県E区Fに所在したG社、H社又はI社のいずれかに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妹が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妹は、「D事業所ではJ(職種)の仕事をしていたと記憶している。」と供述している。

しかし、厚生年金保険が完全施行されたのは、昭和19年10月1日からであり、それ以前にあった労働者年金保険は、「男子筋肉労働者」のみを対象としていたところ、D事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人欄には、J(職種)を表す「甲」の記載があることから、申立人は、労働者年金保険の被保険者となり得なかったと推認される。

また、申立人が生前に記載した勤務経歴メモに「D事業所(18. 8. 26~19. 9. 15) 法律施行準備期間」と記載されているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳では、当該事業所において厚生年金保険の準備期間である昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月15日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人の妹は、「申立人は、G社、H社又はI社のいずれかに勤務していた。」「申立人が生前、元同僚には、昭和19年10月から23年3月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録があるのに、どうして自分には無いのか、おかしいと話していた。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該元同僚2名のI社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするG社、H社及びI社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、連絡先の判明したG社の元取締役等に照会を行ったところ、「申立人を知っている。申立期間当時、私は中学生であり、会社のことは分からない。現在、Kグループ関連の企業は無い。」と回答しており、申立期間②及び③における申立人の保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人の妹が氏名を挙げた元同僚3名のうち2名は既に死亡しており、残りの1名は所在が不明なことから、申立人の勤務実態について確認することはできない。

さらに、元同僚の記録が確認できるI社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月10日から50年2月20日まで
私は、申立期間において、A区のBにあったC事業所にD（職種）として勤務していたが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の供述により、申立人は、申立期間において、C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C事業所を経営していたE社の事業主は、「E社は厚生年金保険の適用事業所だったが、C事業所は適用事業所ではなかった。」と回答している上、オンライン記録において、C事業所という名称（類似の事業所名を含む。）の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人が氏名を挙げたC事業所の元F（役職）は、「私は、E社から派遣され、厚生年金保険に入っていたが、C事業所は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、当該元F（役職）の厚生年金保険の被保険者記録はE社において記録されている。

さらに、申立人から提出された「G（資料）」によると、社会保険料の欄に記載された保険料額は、当時の政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料率で試算した保険料額と大きく乖離^{かいり}していることから、申立人が厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認ができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日まで A 県 B 区 C（現在は、B 区 D）にあった E 社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録が全く無い。厚生年金保険に加入していたのか、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E 社の元事業主の回答及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所は既に解散しており、解散時の事業主は、「当時の関係資料は処分した。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、元同僚は、「試用期間は半年あった。私は、本社で F（業務）の仕事をした後、G（役職）になったことから正社員になり厚生年金保険に加入した。私の夫も昭和 43 年 6 月から働いていたが、厚生年金保険の加入は同年 12 月からであった。」と供述していることから、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 31 日から 56 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 55 年 12 月 31 日まで A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 12 月 31 日となっており、同年 12 月が厚生年金保険に未加入となっていることはおかしいので、調査の上、資格喪失日を 56 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 事業所発行の退職金計算書及び C 厚生年金基金発行の昭和 55 年分退職所得の源泉徴収票に、申立人の退職日は、同年 12 月 31 日と記載されている。

しかし、上記源泉徴収票の退職日について、C 厚生年金基金は、「申立期間当時は、資格喪失日を記載していた。」と回答している上、A 事業所が発行した昭和 55 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、54 年 12 月から 55 年 11 月までの厚生年金保険料（厚生年金基金掛金を含む）、健康保険料及び雇用保険料の合算額とおおむね一致する。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、A 事業所における離職日は昭和 55 年 12 月 30 日であり、オンライン記録の資格喪失日と符合する上、C 厚生年金基金における申立人の加入員記録とオンライン記録は一致している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から33年10月2日まで
私は、年金記録によると昭和33年10月2日から34年5月29日までの期間がA社における厚生年金保険の加入期間とされているが、現実には30年春から34年春まで勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年春からA社に勤務していたと主張しているところ、同社から提出された労働者名簿により、申立人は、33年3月1日に同社に雇い入れられ、34年5月28日に解雇と記載されていることが確認できる。

また、A社は、「申立人は、昭和30年から33年2月までの期間において勤務実態は無く、入社後の同年3月から同年9月までの期間は厚生年金保険に加入した事実が無いことから、申立期間の厚生年金保険料は控除していないと推定する。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「私が昭和31年9月に入社して2、3年経った33年の春頃に申立人が入社してきた。A社では、入社時から2、3か月は臨時雇いだった。」と供述している上、申立人と同じ事業所でB（役職）をしていた者は、申立人より先に入社していたが、申立人よりも後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間に勤務していた者のうち連絡の取れた者は、入社してから1年4か月後に被保険者資格を取得していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険記号番号は、昭和33年10月10日にA社において払い出されていることが

確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月21日から30年8月1日まで
私は、A社（現在は、B社）に昭和21年4月1日から33年11月1日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、厚生年金保険料を納付していたので、調査の上、加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和22年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、28年9月1日に再度適用事業所になっていることから、申立期間のうち、22年8月1日から28年8月31日までは適用事業所でない期間である。

また、B社は、「申立期間当時を知る者は既に死亡している上、当時の関連資料は無く、申立人の雇用状況等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚二人は、「申立期間に勤務をしていた際、保険料を控除された記憶は無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。